

○大阪府立高等学校等体育施設開放使用者心得【大阪市補則】

体育施設の使用を認められた団体は、大阪府立高等学校等体育施設開放使用者心得に定める事項を遵守し、府使用者心得に定めのない事項については、以下の事項を守ること。

1 鍵の開閉に関すること

- ・ 鍵は使用団体の責任者（管理指導員）が開放校の事務室へ、定められた日時に借りに行き、また開放後は返却しに行くこと。
- ・ 借りに行く日時は、原則として、開放日が土日の場合は直前の平日木曜日か金曜日の午前9時から午後4時までとし、開放日が祝日の場合は前々日か前日の午前9時から午後4時までとする。
- ・ ただし、責任者が鍵を借りに行けないときは、代理人でもよい。
- ・ 借りに行く際は、申請書兼許可書を持参すること。
- ・ 返却に行く日時は、原則として、開放日が土日の場合は直後の月曜日の午前9時から午後4時までとし、開放日が祝日の場合は翌日の午前9時から午後4時までとする。
- ・ 時間外での鍵の受け渡しは、一切できない。
- ・ 万が一、鍵を紛失した際は、すみやかに開放校及び大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課へ報告し、実費弁償等の責務を負うこと。

2 管理指導日誌は、鍵の返却とともに学校へ提出すること。

3 使用した施設等の後片付け及び清掃を確実にを行うため、清掃用具などは各自持参すること。

4 使用団体の責任者（管理指導員）は、使用許可された日に開放校の体育施設を使用しないことを決定した場合は、すみやかに（開放日直前の金曜日午後4時まで、開放日が祝日の場合は前日の午後4時まで）大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課へ、別紙様式により、使用中止届を郵送もしくはFAXすること。

5 この使用者心得、並びに府が定める使用者心得に違反した場合及び違反したことにより翌日以降の学校教育活動に支障が生じた場合は、以後の当該団体の使用を禁止する。

なお、使用の禁止に当たっては、違反の様態、違反後の是正措置の状況などを勘案し、本市及び大阪市スポーツ推進委員で構成する「施設開放委員会」において使用禁止の是非、使用禁止期間等を決定するものとする。

担当：大阪市経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課

TEL 06-6469-3863 FAX 06-6469-3898